

監査結果に基づき港区長が講じた措置

令和6年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、港区長から通知がありました。

令和7年4月18日

第1 公表の範囲

令和6年度定期監査（後期）（実施期間：令和6年8月29日から令和6年10月4日まで）の結果に基づき講じた措置について、港区長から通知を受けた事項

第2 公表の概要

令和6年度定期監査（後期）において指摘した事項21件、意見した事項5件について通知を受けた。

《指摘事項》

1 適正な契約事務について【芝地区総合支所管理課】

（1）指摘の内容

組立式プールの組立・解体について、契約締結日は令和5年6月16日であるが、報告書類を確認したところ、契約締結日より前の令和5年6月15日に業務が履行されていた。

委託した業務は、契約に基づき実施されるものであり、契約の締結前に業務が履行されることはあってはならない。

業務を委託しようとする際は、スケジュール等を考慮し、適正な時期に契約すべきである。

（2）措置内容

今回の指摘事項については、令和6年11月7日に課職員を対象に契約事務に関する課内研修を実施するとともに、規則に基づく適正な事務処理を徹底するよう指導しました。

今後は、受注者と芝公園保育園職員の両者に履行日程を十分に確認したうえで契約事務を行います。

さらに、受注者から見積書を徴収する際は、契約締結後から業務に着手しなければいけないことを受注者に伝えることで、再発防止に努めます。

2 適正な契約事務について【芝浦港南地区総合支所区民課】

（1）指摘の内容

令和5年度第24回港区長杯争奪高齢者いきいき麻雀大会表彰盾の購入について、契約締結日は令和5年10月31日であるが、納品書を確認したところ、契約締結日より前の令和

5年10月27日に納品されていた。

購入物品は、契約に基づき納品されるものであり、契約の締結前に納品されることはあってはならない。

物品を購入しようとする際は、スケジュール等を考慮し、適正な時期に契約すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月9日に所属長から課全職員に対し周知徹底するとともに、適切な事務処理の重要性について改めて指導しました。

今後は、契約締結請求から支払までのスケジュール管理を徹底し、ゆとりを持った契約となるように事務を進めます。

また、全ての契約事務が適正な手順により発注や納品が行われるよう、契約に際しては文書・契約事務等適正処理チェックシートを必ず使用し、業務完了まで確実に履行するよう徹底します。

3 適正な再委託協議について【芝地区総合支所管理課】

(1) 指摘の内容

きらきらプラザ新橋建物管理業務委託のうち、水質検査及び電器給湯機保守点検について、再委託に係る協議はされていなかったが、受注者とは別の事業者から作業報告書類が提出されており、再委託が行われている状況であった。

受注者と締結した契約書の契約条項第3条により、再委託は協議の上、区の承諾を得たときに限り可能である。

業務を再委託する場合は、事前に区に協議し、承諾を得る必要があることを受注者に対して指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年11月7日に課職員を対象に契約事務に関する課内研修を実施し、規則に基づく適正な事務処理を徹底するよう指導しました。

今後は、契約締結後に区担当者が受注者と業務内容について確認し、再委託を要する場合は、業務の履行前に再委託協議を申請させ、当該申請に伴う承認を受けるよう指導を徹底します。

さらに、委託業務の履行確認は、受注者から毎月提出される報告書にて、業務内容及び履行方法を確認することで、再発防止に努めます。

4 契約内容の遵守について【芝地区総合支所まちづくり課】

(1) 指摘の内容

芝五丁目児童遊園測量委託及び設計委託について、履行期限（令和6年3月15日）より後の令和6年3月23日に成果物が納品されていた。

契約は当事者間で合意した内容であり、履行期限は受注者に遵守させなければな

らない。

業務を委託した際は、期限内に業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年11月8日に、課全職員を対象に契約及び検査事務に関する課内研修を実施し、仕様書に基づく業務の進捗管理と履行期限の遵守を周知徹底しました。

また、受注者に対して、仕様書に基づき期限内に成果物を提出するよう指導しました。

今後、職員には、港区契約事務規則に基づく適正な事務処理を徹底させ、再発防止に努めてまいります。

5 契約内容の遵守について【赤坂地区総合支所区民課】

(1) 指摘の内容

よちよち子育て交流会運営業務委託について、委託の仕様書では、受注者が交流会の実施案を作成することとしていたが、作成していなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年11月6日に所属長から係長に対し、業務を委託した際は仕様書の内容どおりに履行されているかの確認を確実にを行うよう指導するとともに、各係において、仕様書で定めた内容及び受注者の履行内容に齟齬がないか、再度確認しました。

今後は、委託に係る仕様書の内容について、事業原議の起案前に担当者が確認を徹底するとともに、事業開始前に受託事業者と双方で内容を改めて確認し、業務の実施に当たること、再発防止に努めてまいります。

6 契約内容の遵守について【みなと保健所健康推進課】

(1) 指摘の内容

特定健診システム端末移設に伴うフレッツ光回線及びファイアウォール等設置場所変更作業等委託について、委託の仕様書では、完了報告書の提出を求めていたが、提出されていなかった。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月25日に所属長から担当係長に指導したとともに、令和7年1月10日までに課内係長級職員及び課内全職員に対し、思い込みによるリスクや仕様書等契約書の内容の理解、確認を徹底するよう指導しました。

今後は、委託業務においては、契約時に報告書提出の必要性を事業者とともに確認することで、再発防止に努めます。

なお、令和6年度の業務委託において、履行確認に当たり立ち合いしている「感染性廃棄物の収集運搬及び処分業務委託」について、案件発生ごとに報告書を受領し、適切に保管されていることを確認しており、今後も仕様書どおりに業務が履行されるよう契約内容の確認及び適切な事務処理を徹底してまいります。

7 契約内容の遵守及び適正な検査事務について【芝浦港南地区総合支所協働推進課】

(1) 指摘の内容

区設掲示板管理業務委託について、委託の仕様書では、各月の掲出したポスターの枚数及びメンテナンスを実施した掲示板の数を翌月10日までに発注者に報告することとしていたが、6月分、11月分から2月分は期限内に報告されていなかった。また、3月分については、年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

契約は当事者間で合意した内容であり、仕様書で定めた内容は受注者に遵守させなければならない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書の確認は、年度内に行う必要がある。

業務を委託した際は、仕様書どおりに業務が履行されるよう、受注者に対して指導すべきである。また、支出の根拠となる検査については、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月26日に所属長から課全職員に対して周知、共有するとともに、適切な事務処理の重要性について改めて指導しました。

また、受注者に対し仕様書どおり期限内に委託業務が履行されるよう指導しました。

今後、職員には年度当初に検査事務についての課内研修を行い、適正な事務処理手順を再確認することで、文書管理規定に基づく適切な事務処理を徹底します。

8 適正な検査事務について【芝地区総合支所協働推進課】

(1) 指摘の内容

港区青色防犯パトロール業務委託の3月分について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書類の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年11月6日に所属長から課内全職員に対し、不適正事務の防止に関する職員向け研修を実施し、周知・共有したとともに、地方自治法第208条の条文を確認した上で、会計年度独立の原則に基づく適正な処理の重要性について改めて指導徹底しました。

今後、3月中に再度、報告書の確認は年度内に実施するよう注意喚起し、職員に適正な検査事務処理の徹底を促すことで、再発防止に努めます。

9 適正な検査事務について 【高輪地区総合支所管理課】

(1) 指摘の内容

港区桂坂学童クラブ等運営業務委託の3月分ほか2件について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書類の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月25日に所属長から課内職員に情報共有するとともに、適正な事務処理の重要性について改めて指導しました。

今後、職員が処理すべき検査事務を失念することがないように、検査に当たってのチェック項目を記載したリストを履行確認時に使用するよう徹底します。

また、改めて、事業者へ3月分の報告書の提出期限を伝えるとともに、仕様書に、「3月分の報告書の提出は3月31日までにすること」と明記し、年度内に支出の根拠となる検査を確実に実施します。

さらに、係長と担当職員による報告書のダブルチェックを実施し、報告書を3月31日までに収受・供覧しているか確認することで、再発防止に取り組みます。

10 適正な検査事務について 【高輪地区総合支所まちづくり課】

(1) 指摘の内容

プレーパーク事業人材育成支援業務委託の3月分について、検査（履行確認）後かつ年度を越えた令和6年4月以降に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。また、地方自治法第208条第1項では、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、委託に係る報告書類の確認は、年度内に行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月25日に所属長から課内全職員に情報共有するとともに、適正な事務処理の重要性について改めて指導しました。

今後、職員が処理すべき検査事務を失念することがないように、検査に当たってのチェック項目を記載したリストを履行確認時に使用するよう徹底します。

また、改めて、事業者にも3月分の報告書の提出期限を伝えるとともに、年間契約業務における仕様書に、「3月分の報告書の提出は3月31日までにを行うこと」と明記し、年度内に支出の根拠となる検査を確実に実施します。

さらに、係長と担当職員による報告書のダブルチェックを実施し、報告書を3月31日までに収受・供覧しているか確認することで、再発防止に取り組みます。

11 適正な検査事務について 【赤坂地区総合支所管理課】

(1) 指摘の内容

赤坂地区保育園計量器定期検査業務委託ほか4件について、検査（履行確認）後に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年10月17日に「財務会計の手引き」を再度、確認する課内研修を実施するとともに、所属長から課内職員に対して、業務報告書等の所属長までの供覧をもって履行確認となることについて指導しました。

後は、業務報告書の供覧が遅れることのないよう、業務の進捗状況の管理・確認を徹底することで、再発防止に努めてまいります。

12 適正な検査事務について 【赤坂地区総合支所協働推進課】

(1) 指摘の内容

赤坂親善大使活動支援業務委託の11月分について、検査（履行確認）後に報告書類が供

覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年11月14日に課内全職員に対して、「財務会計の手引」や「会計事務チェックシート」を活用した会計事務に関する研修を実施し、法令に基づく支出事務の原則の重要性を共有しました。

今後は、支出の根拠となる実施報告書を確認した上で、所属長まで供覧後に、支出の手続を行うという事務処理の手順を遵守・徹底します。

13 適正な検査事務について 【芝浦港南地区総合支所管理課】

(1) 指摘の内容

港区五色橋保育室等設備管理及び定期清掃等業務委託ほか1件について、検査（履行確認）後に報告書類が供覧されていた。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、検査後に報告書類が供覧されるべきではない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月27日に所属長から課全職員に対して、契約事務処理を適切に行うため、業務仕様書の内容をよく確認した上で検査を実施するよう指導しました。

また、既存の「文書・契約事務等適正処理チェックシート」に新たに、「供覧処理の有無」と「報告書と検査日との整合性」に関する項目を追記し、同日付で職員に周知徹底しました。

今後、検査時は新たなチェックシートを活用し、業務仕様書で提出を求めている報告書と契約書の内容を照らし合わせた上で、所属長まで供覧し、業務の履行確認を行うよう徹底してまいります。

14 適正な検査事務について 【高輪地区総合支所まちづくり課】

(1) 指摘の内容

自転車駐車場券売機の機器設置・調整について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月25日に所属長から課内全職員に情報共有するとともに、適正な事務処理の重要性について改めて指導しました。

今後、職員が処理すべき検査事務を失念することがないように、検査に当たってのチェック項目を記載したリストを履行確認時に使用するよう徹底します。

また、受注者から提出された報告書類に所属長までの供覧漏れがないか、四半期ごとに係長と担当職員によるダブルチェックを実施し、誤りがないか確認することで、再発防止に取り組みます。

15 適正な検査事務について【芝浦港南地区総合支所まちづくり課】

(1) 指摘の内容

動物死体処理委託について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月26日に所属長から、担当係長に対し、地方自治法施行令に基づき、適正な検査を徹底するよう指導しました。

また、今後は適正な検査を怠ることが無いよう、支出までに必要な検査事務の確認表を作成し、使用するよう徹底するとともに、確認表は請求書とともに保管することで、随時、供覧まで完了しているか確認できるよう体制を整えました。

16 適正な検査事務について【みなと保健所生活衛生課】

(1) 指摘の内容

みなと保健所保守管理室制御盤保守委託のうち制御動作点検（第1四半期分、第3四半期分、第4四半期分）について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月25日に課庶務担当係長から各係長を通じて課内全職員に周知、共有しました。

さらに、所属長から、受注者から提出された報告書その他の提出資料は適正に収受し、所属長まで供覧するとともに、今後は毎月に、係内で報告書に履行確認がされているか相互チェックを行うことで、適正な事務処理に万全を期すよう改めて指導しました。

令和6年度の報告書等については、監査実施日以降改めて点検したとともに、今後の相互チェック体制を確認し事務適正化を図りました。

17 適正な検査事務について【みなと保健所健康推進課】

(1) 指摘の内容

産後母子ケアに関する業務委託ほか3件について、受注者から提出されていた報告書類に履行の確認を明らかにするための課長の確認印がなかった。

地方自治法施行令第167条の15第2項では、検査は関係書類に基づいて行うものとされており、課長は報告書類の確認をもって、委託の検査を行う必要がある。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月25日に所属長から課内係長級職員に指導しました。また、課内職員に対しては令和7年1月10日までに順次、係長等を通じて、契約における受注者の報告書その他の提出資料は適正に収受し供覧処理するよう指導徹底しました。

今後は、支出命令の起案時に報告書に業務の履行確認の処理が適切になされているか、担当者及び係長で相互確認を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

18 適正な検査事務について【赤坂地区総合支所管理課】

(1) 指摘の内容

備品（赤坂地区いきいきプラザ（青山・青南）のマッサージチェア）の購入に係る検査において、立会い及び受領を物品出納員でない者が行っていた。

港区契約事務規則第61条及び平成30年4月1日付「検査事務手続の一部改正について（通知）」では、備品の購入に係る検査における立会い及び受領は物品出納員が行うこととされている。

支出の根拠となる検査について、規則等に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項について、令和6年10月17日に検査、立会、受領を行うべき職員が分かるよう「請書による契約時の履行確認表」を作成し、課内全員に配付するとともに、支出の根拠となる検査は規則等に基づき実施することを徹底するため、履行確認は確認表に基づき適正に行うよう指導しました。

今後は、検査の際に各職員が確認表を活用し、備品購入における立会及び受領を、物品出納員が行っていることを確認した上で支出することにより、再発防止を徹底します。

19 適正な検査事務について【高輪地区総合支所管理課】

(1) 指摘の内容

高輪保育園園庭日除け取付工事について、検査年月日が令和5年6月12日であるが、報告書類を確認したところ、検査後の令和5年6月17日に工事を実施していた。

検査は、地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するために実施するものであり、検査後に工事が実施されることはあってはならない。

支出の根拠となる検査について、法令に基づき、適正な事務処理を徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月25日に所属長から課内職員に情報共有するとともに、適正な事務処理の重要性について改めて指導しました。

今後は、支出の根拠となる書類等の日付の齟齬や誤記入、処理すべき事務を失念することがないように、検査に当たってのチェック項目を記載したリストを履行確認時に使用するよう徹底します。

また、四半期ごとに係長と係員による報告書のダブルチェックを実施し、内容に誤りがないか確認し、再発防止に取り組みます。

20 適正な地外旅費の処理について【高輪地区総合支所区民課】

(1) 指摘の内容

令和5年10月26日に群馬県みどり市へ旅行した旅費について、タクシーの領収書を出張報告書に添付していなかった。

近接地外旅費支出手引では、タクシーを使用した場合は出張報告書に領収書を添付し、所属長が確認することとされている。

地外旅費の支出に当たっては、近接地外旅費支出手引に基づき、適正に処理すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年10月16日に係内の研修を実施し、近接地外旅費支出手引のうち、タクシー利用の事務処理手順について改めて確認しました。

今後は、職員が処理すべき事務を失念することがないように、地外旅費の支出、清算時は近接地外旅費支出手引きを再確認した上で、タクシーの領収書等の証拠書類を添付するよう徹底し、適切に事務処理を進めます。

21 適正な清算処理について【芝浦港南地区総合支所まちづくり課】

(1) 指摘の内容

令和5年5月9日に愛知県名古屋市へ旅行した旅費の前渡金について、令和5年5月19日に清算していた。

港区会計事務規則第86条第1項第1号では、随時の前渡金は用件終了後5日以内に清算しなければならないとされている。

資金前渡を受けた場合は、規則に基づき、適正に清算するよう徹底すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和6年12月26日に所属長から担当係長に対し、清算事務の処理手順に基づき、港区会計事務規則で定める期限までに前渡金の清算完了を徹底するよう指導しました。

今後は、清算期限に遅れが生じることがないように、令和6年12月26日に新たに前渡金の支出から清算までの進捗管理表を作成し、前渡金を扱う際は活用するよう職員に周知徹底し、再発防止に努めます。

《意見事項》

1 適正な収納金の払込みについて【芝地区総合支所協働推進課】

(1) 意見の内容

「しばみつ」の売上に係る収納金について、金銭出納員が翌日までに指定金融機関に払込んでいなかったものが令和6年2月8日分ほか1件あった。

港区会計事務規則第33条第1項では、金銭出納員は取り扱った収納金を翌日までに指定金融機関に払込まなければならないとされている。

収納金を取り扱った際は、規則に基づき、翌日までに処理されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年11月6日に所属長から課全職員に対し、不適正事務の防止に関する職員向け研修を実施し周知・共有したとともに、港区会計事務規則第33条の条文を改めて確認した上で、収納金の取扱いについては規則に基づく適正な事務処理を徹底するよう、改めて指導しました。

今後は、業務繁忙時等も対応できるよう金銭出納員の他に収納事務を扱う担当者を2名に増員し、収納金の払込状況を複数名でチェックする体制を整えることで、収納金の取扱いに関する事務処理を遵守・徹底します。

2 適正な収納金の払込みについて【麻布地区総合支所管理課】

(1) 意見の内容

一時保育料の収納金について、金銭出納員が翌日までに指定金融機関に払い込んでいなかったものが令和5年6月23日分ほか3件あった。

港区会計事務規則第33条第1項では、金銭出納員は取り扱った収納金を翌日までに指定金融機関に払い込まなければならないとされている。

収納金を取り扱った際は、規則に基づき、翌日までに処理されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年11月28日に、麻布地区総合支所全課に対し、金

金銭出納員の収納金払込については、港区会計事務規則に則り適切な処理をするよう改めて指導しました。

今後は、収納に関する担当者を定め、払込みが必要な収納金の受領から払込みまでの一連の収納手続を、金銭出納員と収納担当者間で相互確認しながら事務処理するよう徹底し、再発防止を図ってまいります。

3 適正な収納金の払込みについて【高輪地区総合支所管理課】

(1) 意見の内容

刊行物売払又は自己情報開示手数料の収納金について、金銭出納員が翌日までに指定金融機関に払い込んでいなかったものが令和5年6月2日分ほか3件あった。

港区会計事務規則第 33 条第1項では、金銭出納員は取り扱った収納金を翌日までに指定金融機関に払い込まなければならないとされている。

収納金を取り扱ったときは、規則に基づき、翌日までに処理されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年12月25日に所属長から課内職員に情報共有し、適正な事務処理の重要性について改めて説明の上、再発防止に努めるよう指導しました。

今後、職員が処理すべき事務を失念することがないように収納金を取り扱った際は、港区会計事務規則第 33 条第1項に基づき、翌日までに収納することを改めて職員に周知徹底するとともに、4月頃に歳入の事務処理についての研修を実施し、適切な事務処理に取り組みます。

4 適正な契約事務について【赤坂地区総合支所管理課】

(1) 意見の内容

赤坂地区保育園給食設備及びガス器具保守点検委託（契約金額 313,500 円）、赤坂地区保育室給食設備及びガス器具保守点検委託（契約金額 189,200 円）の2件について、委託実施の意思決定日、契約締結請求日、見積を徴した業者、契約締結日、履行期限が全て同じであるにもかかわらず、分割して契約していた。

2件は一括契約すべきであり、その場合、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第1号及び港区契約事務規則第 39 条第1号で定める随意契約の範囲（予定価格 50 万円）を超えることになるため、競争入札に付されることとなる。

毎年実施する業務についても、前例踏襲で漫然と処理するのではなく、計画的かつ適正な契約事務に努められたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項について、令和6年10月17日に所属長から課内職員に対し、契約内容や実施時期に応じて適切な契約事務を行うよう指導しました。

今後は、改めて契約事務規則等の関係規則を確認するとともに、前例踏襲することなく、

契約内容に応じた適切な事務処理を行うよう徹底することで、再発防止に努めてまいります。

5 公文書の紛失について【高輪地区総合支所管理課】

(1) 意見の内容

情報公開手数料（令和5年5月24日分ほか1件）、自己情報開示手数料（令和5年9月26日分）の納付書兼領収証書及び収入済通知書を紛失していた。

港区文書管理規程第33条第2項では、文書の保管及び保存に当たっては、常に紛失等の予防の措置をとらなければならないとされている。

公文書は、規程に基づき、紛失することの無いよう適切に措置されたい。

(2) 措置内容

今回の意見事項については、令和6年12月25日に所属長から課内職員に情報共有し、適正な事務処理の重要性について改めて説明し、再発防止に努めるよう指導しました。

今後、納付書兼領収証書及び収入済通知書は一律で、会計の担当者が収入日計表と併せて、ファイルボックスに保管・管理するよう体制を変更しました。

また、全文書のファイリングを常に整理整頓し、適切な事務処理に取り組みます。